

## 別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第13条←法第57条第3号	A
(2) 書面交付義務違反・虚偽記載のある書面交付	法第19条←法第57条第4号	D
(3) 警備員指導教育責任者不選任	法第22条第1項←法第57条第5号	C
(4) 機械警備業務開始届出義務違反	法第40条←法第57条第6号	D
(5) 指示処分違反	法第48条←法第57条第7号	B
(6) 認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項←法第58条第1号	I
(7) 認定更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項において準用する法第5条第1項←法第58条第1号	I
(8) 標識掲示等義務違反	法第6条第1項←法第58条第2号	I
(9) 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載	法第9条←法第58条第3号	E
(10) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会関係）	法第11条第1項←法第58条第3号	E
(11) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会関係）	法第11条第3項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	E
(12) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（服装関係）	法第16条第3項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	I
(13) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（護身用具関係）	法第17条第2項において準用する法第11条第1項←法第58条第3号	I
(14) 護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第2項において準用する法第16条第2項←法第58条第3号	I
(15) 服装届出義務違反・服装届出書等虚偽	法第16条第2項←法第	I

記載	58条第3号	
(16) 機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第40条←法第58条第3号	D
(17) 機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第41条←法第58条第3号	E
(18) 機械警備業務管理者不選任	法第42条第1項←法第58条第8号	D
(19) 報告等義務違反・虚偽報告等	法第46条←法第58条第7号	D
(20) 立入検査等の拒否等	法第47条第1項←法第58条第7号	D
(21) 基地局備付け書類に係る不整備・基地局備付け書類虚偽記載	法第44条←法第58条第9号	F
(22) 警備員名簿等に係る不整備・警備員名簿等虚偽記載	法第45条←法第58条第9号	F
(23) 欠格者が警備員となることの禁止違反（警備業者が法第14条第2項に違反した場合を除く。）	法第14条第1項	I
(24) 欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 ア 警備業者に故意又は重過失があった場合 イ 警備業者に軽過失があった場合	法第14条第2項	D E
(25) 警備業務実施の基本原則違反（警備業者又は警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく京都府公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第15条	E
(26) 服装制限違反	法第16条第1項	D
(27) 護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第1項の規定に基づく公安委員会規則の規定	D
(28) 検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D
(29) 合格証明書携帯義務違反	法第18条←検定規則第3条	I
(30) 教育義務違反 ア 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象	法第21条第2項	D

<p>となる警備員数の50%未満である場合</p> <p>イ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50%以上70%未満である場合</p> <p>ウ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の70%以上90%未満である場合</p> <p>エ 内閣府令で定める内容、時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の90%以上100%未満である場合</p>		<p>E</p> <p>F</p> <p>I</p>
<p>(31) 指導・監督義務違反（警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく京都府公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）</p>	<p>法第21条第2項</p>	<p>F</p>
<p>(32) 警備員指導教育責任者に講習を受講させる義務違反</p>	<p>法第22条第8項</p>	<p>F</p>
<p>(33) 即応体制の整備義務違反</p> <p>ア 京都府公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずることができない警備業務対象施設がある場合又は京都府公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合</p> <p>イ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、京都府公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認</p>	<p>法第43条</p>	<p>D</p> <p>D</p>

<p>認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が50%以上である場合</p> <p>ウ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、京都府公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30%以上50%未満である場合</p> <p>エ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、京都府公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が10%以上30%未満である場合</p> <p>オ アからエまでに規定する場合以外の場合</p>		<p>E</p> <p>F</p> <p>I</p>
<p>(34) (1)から(33)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為</p>		<p>当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類</p>